

## 参考資料①

### 別海町下水道等事業経営戦略策定審議委員会設置要綱

#### (設置の目的)

第1条 公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な経営の基本計画である下水道等事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）の策定にあたり、専門的な観点を含め幅広く意見を求めた検討を行う必要から、別海町下水道等事業経営戦略策定審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、経営戦略の策定に関し、意見を述べるものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者を有する者
- (2) 下水道事業に識見を有する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 町内に住所を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から町長に審議結果を提出した日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議を運営する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞き、または説明を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設水道部上下水道課において処理する。

#### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### (招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に招集する委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

参考資料②

別海町下水道等事業経営戦略策定審議委員会委員名簿

	氏名	所属	摘要
1	中村 研二	釧路公立大学 地域経済研究センター センター長 教授	
2	原田 庄一郎	下水道事業団 北海道総合事務所 次長	
3	枝 大樹	税理士法人オーレンス 税務事務所 代表社員税理士	
4	近藤 裕幸	別海町商工会 建設部会推薦者	
5	大月 香	別海町民生委員児童委員 協議会推薦者	
6	佐藤 告	一般公募（町民）	
7	伊藤 一成	役場代表 建設水道部長	

参考資料③

別海町下水道等事業経営戦略策定審議委員会事務局名簿

	氏 名	所 属	摘 要
1	千 葉 宏	上下水道課 課長	
2	袴 田 充 輝	上下水道課 技術長	
3	福 原 仁 史	上下水道課管理担当 主幹	
4	池 田 友 和	上下水道課事業・維持担当 主査	
5	皆 川 好太郎	上下水道課管理担当 主任	
6	矢 野 勝 也	上下水道課事業・維持担当 主任	
7	中 園 翔 太	株式会社N J S札幌事務所 技術士	
8	佐 藤 翼	株式会社N J S札幌事務所 技術士補	